

(様式①)

## 事業計画書目次

[財政局]

17款1項17目 工業用水道事業会計繰出金

(単位：千円)

計画書頁	事業名	令和3年度		令和2年度		増△減(3-2)		38 新規・拡充 の政策
		総額	一財+市債	総額	一財+市債	総額	一財+市債	
37	児童手当補助金	1,452	1,452	1,752	1,752	△ 300	△ 300	
	計	1,452	1,452	1,752	1,752	△ 300	△ 300	

(様式②-1) 令和3年度事業計画書 (局・統括本部)

[ 財 政 局 総 務 課 ]

事業名	
17 款 1 項 17 目	
児童手当補助金	

特記事項	
中期計画-38の政策	
中期計画-行政運営	
中期計画-財政運営	
新規・拡充	

中期計画-38の政策	
政策番号	主な施策番号

令和2年度 事業評価書 番号	該当なし
令和2年度 事業評価書 番号	

(単位：千円)

区 分	金 額	財 源 内 訳				一 般 財 源 等	
		国	県			市債	一般財源
令和3年度	1,452	0					1,452
補助事業 単独事業		補助率	%				
令和2年度	1,752						1,752
増△減	△ 300	0	0	0	0	0	△ 300

歳出	平成29年度	平成30年度	令和元年度
予 事業費	0	768	792
算 市債+一般財源	0	768	792
決 事業費	0	768	792
算 市債+一般財源	0	768	792

歳出	令和4年度	令和5年度
予 事業費	1,452	1,452
算 市債+一般財源	1,452	1,452

方針の確認/決裁  
有 ( ) (無)

【 事業の目的・必要性 】

地方公営企業職員に係る児童手当に要する経費に対する、繰出基準に基づく一般会計の補助  
(繰出基準)  
ア 3歳に満たない児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)の15分の8  
イ 3歳以上中学校修了前の児童に係る給付に要する経費(ウに掲げる経費を除く。)  
ウ 児童手当法附則第2条に規定する給付に要する経費

根拠・データ等

横浜市水道局職員数

【 令和3年度実施内容と期待される効果 】

工業用水道事業会計に繰出しを行い、経営基盤の強化を図ります。

【 実績及び今後見込み 】

上記予算・決算額のとおり

【 事業費の内訳 】

(児童手当関係)

【工業用水道事業会計】〔17款1項17目〕

	0～3歳未満児 (第1子及び第2子)	3歳～小学校終了前	3歳～小学校終了前 (第3子以降)
児童延べ人数	24人	60人	24人
支給額	360千円	600千円	360千円
繰出額	192千円	600千円	360千円
	小学校終了後～中学校終了前	特例給付	合計
児童延べ人数	24人	12人	144人
支給額	240千円	60千円	1,620千円
繰出額	240千円	60千円	1,452千円

【 事業スケジュール 】

年間の児童手当支給額を基に、年度末に一括補助

【 事業開始年度 】

平成12年度

※ 平成29年度までは、水道事業会計繰出金に一括計上のため、予算決算額がいずれもなしとなっています。

【 根拠法令 】

地方公営企業法第17条の3

令和2年4月1日総財公第77号「令和2年度の地方公営企業繰出金について(通知)」

【 根拠とするデータ等 】

横浜市水道局職員数

本資料は、公正・適正に作成しました。	課長	係長	庶務係
	藤村 英樹	栗原 渉	阿武 拓実